

## 特定の事件 その2

財政援助団体（財団法人大田区産業振興協会）  
の管理運営について

## 包括外部監査の結果報告書（その２）

### 第１ 外部監査の概要

#### １．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項並びに大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 2 項の規定に基づく包括外部監査

#### ２．選定した特定の事件

財政援助団体（財団法人大田区産業振興協会）の管理運営について

#### ３．特定の事件を選定した理由

現在の社会経済情勢の中、区のものづくり技術を生かした区内産業の再生と商業の活性化が推進されることは、区民の多くが、特に期待している。

この点については、区の長期基本計画「おおたプラン 2015」でも、分野別計画の「安心」「輝き」「潤い」「新しい区政」の各領域のうち、「輝き」の中に「産業が豊かさをもたらすまち」施策として掲げられている。

区の財政援助団体として、財団法人大田区産業振興協会（以下、「当協会」と称す）は、5 億円の基本金（基本財産）を有し、このような産業支援等を行っている。

当協会は、区の補助金執行の観点のみならず、区の財政援助団体への出えん金の面からも、重要性が高い財団の一つということである。

よって、当協会の事業運営が、設立目的に沿って行われているか、会計処理は、適切か等の検討をすることは、必要で意義深いものと認めたものである。

#### ４．外部監査実施対象期間

平成 16 年度を対象とするが、必要に応じて平成 17 年度及び過年度に及んでいる場合もある。

#### ５．外部監査の方法

##### （１）監査の視点

財政援助団体（財団法人大田区産業振興協会）の管理運営に関する監査の主な視点は次のとおりである。

公益法人会計基準に従い、決算書が、収入及び支出並びに財産を計上しているか。

収入及び支出が、所定の手続きに基づき適切に計上されているか。

財産の取得及び保全並びに処分は所定の手続きに基づき適切に実施されているか。

各々の事業の収支の把握は、合理的に適切な方法で把握されているか。

区から得ている財政援助を目的通りに適正かつ効率的に遂行しているか。

## (2) 主な監査手続き

公益法人会計基準に従い、決算書が、収入及び支出並びに財産を計上しているか。

- 1) 主要な勘定科目につき、必要に応じて残高明細あるいは取引明細を入手し、合計調べのうえ、元帳及び試算表と突合する。
- 2) 残高明細あるいは取引明細が取引記録等に基づき網羅的に作成されていることを証憑閲覧、質問等により確かめる。
- 3) 残高明細あるいは取引明細のうち、主要な項目につき現物又は関連帳票と突合する。
- 4) 主要な項目につき、必要に応じて評価の適否を検証する。
- 5) 収入及び支出並びに財産の表示が適切になされていることを確かめる。

収入及び支出が、所定の手続きに基づき適切に実施されているか。

- 1) 必要に応じ、取引が財政援助団体所定の規程等に準拠して記録されていることを確かめる。

財産の取得及び保全並びに処分は所定の手続きに基づき適切に実施されているか。

- 1) 主要な財産の保有、増減につき、財政援助団体所定の規程等に準拠し、記録されていることを確かめる。
- 2) 必要に応じて現物の実査を実施する。

各々の事業の収支の把握は、合理的に適切な方法で把握されているか。

- 1) 上記 による。
- 2) 選定した事業についての収支状況の把握方法を担当者より聴取し、関連資料の閲覧等を実施した。

区から得ている財政援助を目的通りに適正かつ効率的に遂行しているか。

- 1) 上記 による。
- 2) 必要に応じ、現場視察を行った。
- 3) 必要に応じ、区との契約書等の閲覧により、当該契約書等に従い業務が遂行されているかにつき関連資料で確かめた。

6. 外部監査の実施期間

平成 17 年 7 月 23 日 ~ 平成 17 年 12 月 27 日

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 外部監査人補助者（アイウエオ順）

公認会計士 上田 孝二郎	公認会計士 古田 昇
公認会計士 鈴木 誠	公認会計士 三田村 典昭
公認会計士 戸高 昭二	公認会計士 森河 道太
公認会計士 鳥海 伸彦	* 公認会計士 吉田 元亮
公認会計士 鳥海 美穂	

\*の補助者は、平成 17 年 12 月 21 日で補助できる期間を終了した。

9. 金額等単位

記載金額等について、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。

## 第2 外部監査対象の概要

### 1. 財政援助団体等の概要

区が、財政的援助を与えている団体等は、多数あるがその財政援助目的も多岐に渡っている。

一般的には、主な財政的援助として、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給等が挙げられる。

法的な面として、区の外部監査関連では、「大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成16年12月17日、条例第46号)、第2条第2項区と包括外部監査契約を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる」として対象を次のように(太字の部分)規定している。

下記の文中の「法」は、地方自治法をいう。

- (1) 区が**法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているもの**の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が**出資しているもので法第199条第7項の政令で定めるもの**の出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- (3) 区が**借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの**の出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- (4) 区が**受益権を有する信託で法第199条第7項の政令で定めるもの**の受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- (5) 区が**法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの**の出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

### 2. 財団法人大田区産業振興協会の事業概要

#### (1). 財団法人大田区産業振興協会の目的

財団法人大田区産業振興協会(以下、「協会」と称す)は、東京都大田区産業の環境基盤を整備し、その活性化を図るための産業振興事業と大田区内中小企業に勤務する勤労者及び事業主並びにこれに準ずる大田区民(以下「中小企業勤労者」と称す)を対象とした勤労者福祉事業を、総合的、効率的かつ機動的に展開することにより、大田区内中小企業を振興し、中小企業勤労者福祉を向上させ、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする(協会寄付行為 第3条)。

#### (2). 協会の事業内容

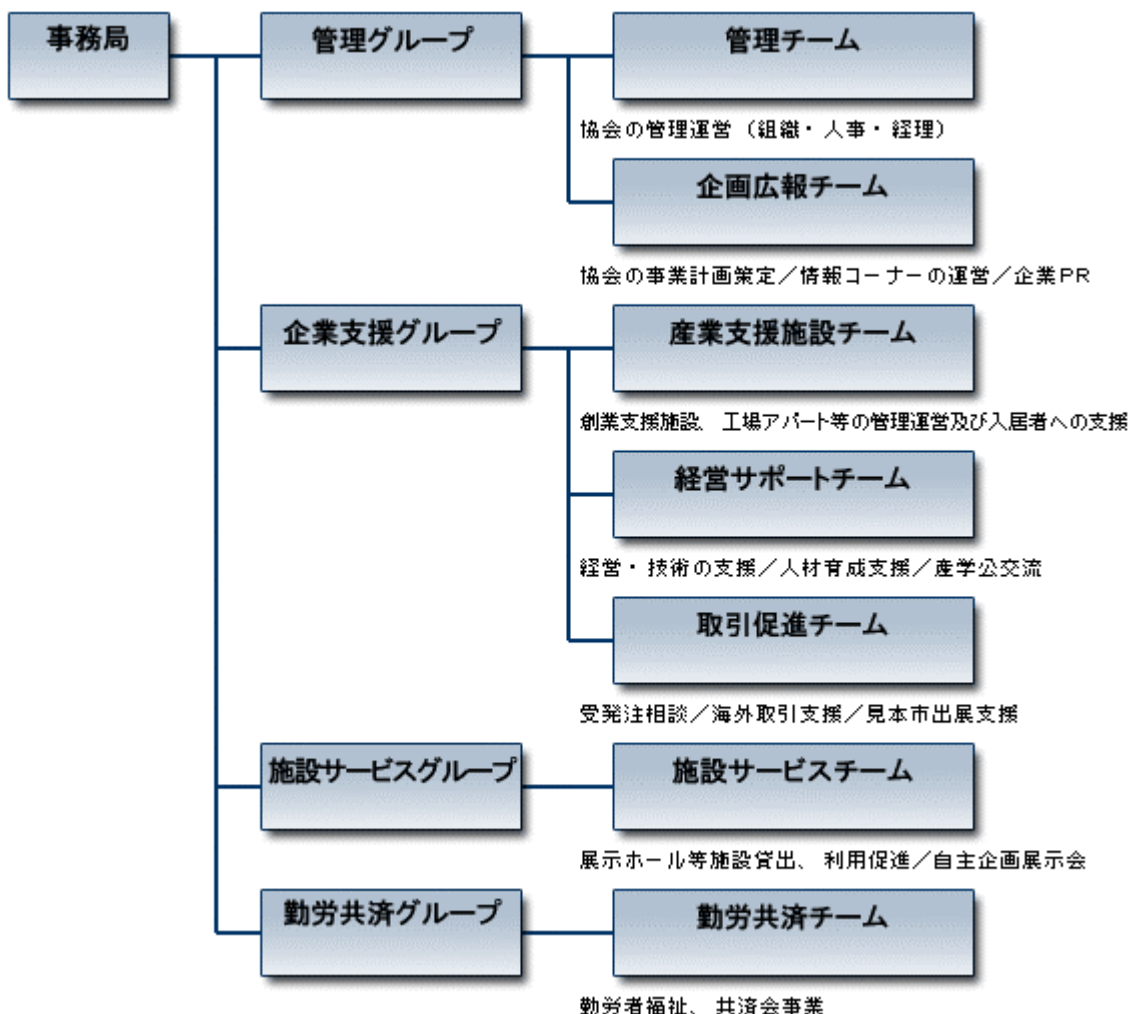
協会の事業内容は次のとおりである。

産業振興に関する普及・啓発事業  
中小企業者に対する相談事業  
経営・技術の支援に関する事業  
人材の育成・確保の支援に関する事業  
産業情報の収集・提供に関する事業  
交流の推進・産業コミュニティーづくりに関する事業  
中小企業勤労者福祉に関する調査研究・情報提供事業  
中小企業勤労者のための各種セミナー等事業  
中小企業勤労者に対する勤労者福祉事業  
上記事業に関連を有する範囲において区から受託する事業  
その他目的達成に必要な事業  
(協会寄付行為 第4条)

### 3. 協会の組織

#### (1). 協会組織図

平成 17 年 3 月 31 日現在



#### (2). 協会の各グループの業務

協会の組織における業務内容は次のとおりである（平成 17 年 3 月 31 日現在）。

事務局（専務理事 1 名）

- ・ 全グループの統括

管理グループ（ 9 名 但し、兼務者（専務理事 1）は除く。）

- ・ 財団の庶務に関すること
- ・ 理事会、評議員会に関すること
- ・ 基本財産及びその他財産の管理運用
- ・ 産業振興に関する普及・啓発、等

企業支援グループ（22 名）

- ・ 大田区創業支援施設の管理運営、利用者支援に関すること
- ・ 中小企業知的財産戦略支援に関すること
- ・ 受発注あっせん相談に関すること
- ・ 海外取引相談に関すること 等
- 施設サービスグループ(8名)
- ・ 企画展示会の実施に関すること
- ・ 施設の貸出に関すること
- ・ 施設利用者の開拓に関すること 等
- 勤労者共済グループ(7名 但し、兼務者(施設サービスグループ)1除く。)
- ・ 中小企業の人材育成・確保支援に関すること
- ・ 中小企業勤労者の余暇活動事業に関すること
- ・ 中小企業勤労者のための各種セミナー等に関すること
- ・ 中小企業勤労者の健康増進に関すること 等

(3). 従事職員内訳(平成17年3月31日現在)

区派遣職員	18名
固有職員	15名
契約職員	3名
人材派遣職員	3名
相談員	8名
合計	47名



#### 4. 財団法人大田区産業振興協会の財産及び収支状況

##### (1). 貸借対照表の概要

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
<b>資産の部</b>			
1. 流動資産	223,032	234,624	235,080
2. 固定資産	626,825	697,128	708,106
基本財産	500,000	500,000	500,000
その他固定資産	126,825	197,128	208,106
<b>資産合計</b>	<b>849,856</b>	<b>931,752</b>	<b>943,186</b>
<b>負債の部</b>			
1. 流動負債	122,745	167,093	187,476
2. 固定負債	781	1,774	1,234
<b>負債合計</b>	<b>123,526</b>	<b>168,868</b>	<b>188,710</b>
<b>正味財産の部</b>			
正味財産	726,331	762,884	754,477
(内基本金)	500,000	500,000	500,000
(内当期正味財産増加額)	10,625	36,554	8,408
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>849,856</b>	<b>931,752</b>	<b>943,186</b>

(注1) 表示単位未満は四捨五入で処理している。

(注2) 平成 14 年度(平成 14 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日)、平成 15 年度(平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日)、平成 16 年度(平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日)で以下、同様である。

##### (2). 収支計算書の概要

(単位：千円)

収入の部	予算額			決算額		
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
1 基本財産運用収入	12,000	12,500	11,500	13,056	18,324	14,135
2 事業収入	227,240	266,704	279,315	237,112	271,751	286,766
3 掛金収入	23,096	21,594	22,467	22,455	21,624	21,956
4 補助金収入	228,793	251,916	462,104	229,140	251,331	462,075
5 区受託事業収入	42,944	142,248	105,517	42,943	141,247	105,516
6 寄付金収入	1	1	1	0	0	0

7 特定預金取崩収入	1,319	8,145	19,177	1,321	8,385	19,228
8 雑収入	769	923	2,546	3,483	4,051	4,898
9 有価証券取崩収入	0	0	0	0	0	30,000
当期収入合計	536,162	704,031	902,627	549,510	716,713	944,574
前期繰越収支差額	30,000	99,280	67,217	83,754	99,280	67,218
収入合計	566,162	803,311	969,844	633,264	815,993	1,011,792
支出の部	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
1 事業費	490,375	647,691	846,724	464,729	590,894	778,939
人件費	38,474	72,162	254,743	35,759	65,811	219,813
事業費(除:人件費)	451,901	575,529	591,981	428,970	525,083	559,126
2 管理費	33,057	35,891	57,208	30,777	32,358	54,962
人件費	16,360	21,217	42,866	14,358	19,479	40,650
管理費(除:人件費)	16,697	14,674	14,342	16,418	12,879	14,312
3 特定預金支出	786	3,046	35,719	955	24,314	70,930
4 固定資産取得支出	13,775	31,796	1,289	17,839	61,873	1,333
5 予備費	28,168	21,565	2,582	0	0	0
6 返納金	0	0	0	19,683	39,336	61,597
当期支出合計	566,162	739,990	943,523	533,984	748,775	967,761
当期収支差額	30,000	35,959	40,896	15,526	32,062	23,187
次期繰越収支差額	0	63,321	26,321	99,280	67,218	44,030